

京都府地域防災計画（一般計画編等）の修正概要について

- 1 国の防災基本計画の修正（平26.11.28）に伴う修正（災害対策基本法の改正関係）
 - 災害時に、土木事務所長は、緊急通行車両の通行の確保のため必要な場合、放置車両等の移動命令又は自ら移動を行う。
 - 警察本部長は道路管理者に対する放置車両等の移動等を要請できる。
- 2 防災会議専門部会等を踏まえた修正
 - (1) 京都府戦略的地震防災対策推進部会関係
 - 第二次京都府戦略的地震防災対策指針及び第二次京都府戦略的地震防災対策推進プランの策定
 - ・ 第二次京都府戦略的地震防災対策指針を策定し、今後10年間（平成27年度～36年度）で、住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させることを減災目標として設定。また、目標達成のため、6つの政策目標等を設定
 - ・ 指針の実行計画として、第二次京都府戦略的地震防災対策推進プランを策定
 - (2) 地域防災の見直し部会関係
 - 津波浸水想定の設定
 - ・ 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省他）の報告に基づき、府として津波浸水想定を実施
 - ・ 公表された市町村ごとの最大津波高を記載
 - (3) 女性視点での防災対策意見交換会関係
 - 意見交換会における意見の反映
 - ・ 災害時における事業継続のための従業員の参集に当たり、従業員の家庭環境等を考慮すること
- 3 府の施策を踏まえた修正
 - (1) 大規模災害時における物資の輸配送の手順を整理
 - ・ 発災直後は、必要物資を府の備蓄倉庫から市町村が定める集配地に直接搬送
 - (2) 水防警報河川（20河川）、水位周知河川（7河川）を順次追加指定
 - (3) 災害拠点病院の新規追加
 - ・ 京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、洛和会音羽病院、京都医療センター、宇治徳洲会病院
- 4 指定地方公共機関の追加
 - WILLER TRAINS株式会社を追加指定（京都丹後鉄道を運行）
- 5 関係機関による修正等
 - 地震発生時の列車運行上の措置の見直し
 - 異常気象時における高速道路通行規制基準の見直し
- 6 その他時点修正等

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行
5	<p>第1編 総則 第1編 総則 第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 11 大阪管区気象台 (1)～(3) (略) <u>(項目追加)</u></p> <p>第5 指定公共機関 <u>6 ソフトバンクテレコム株式会社</u> 7～23 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社</p>
23	<p>第2編 災害予防計画 第1章 気象等観測・予報計画 (各機関) 第2節 計画の内容 第1 一般の利用に適合する予報及び警報 7 気象情報 <表>特別警報基準<u>法</u></p>
24	<p><表>警報・注意報基準表</p> <p>第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>第1編 総則 第1編 総則 第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 11 大阪管区気象台 (1)～(3) (略) <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></p> <p>第5 指定公共機関 <u>(削除)</u> <u>8～24</u> (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・<u>WILLER TRAINS株式会社 (京都丹後鉄道)</u></p>	<p>表現の適正化 (京都地方気象台)</p> <p>指定公共機関の合併</p> <p>指定地方公共機関の追加</p>
<p>第2編 災害予防計画 第1章 気象等観測・予報計画 (各機関) 第2節 計画の内容 第1 一般の利用に適合する予報及び警報 7 気象情報 <表>特別警報基準<u>表</u></p> <p><表>警報・注意報基準表 <u>融雪と着水</u>を追加 (表 省略) (表下部に以下を追記) <u>※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</u></p> <p>第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p>	<p>誤字</p> <p>基準見直しに伴う変更 (京都地方気象台)</p>

37	<p>(1) 対象河川、区域等(京都府関係) 由良川下流 左岸 福知山市<u>観音寺</u>地先から海まで 右岸 福知山市<u>私市</u>地先から海まで 由良川中流 左岸 綾部市野田町西ノ谷105番地先から福知山市<u>観音寺</u>地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷6番地から福知山市<u>私市</u>地先まで</p>	<p>(1) 対象河川、区域等(京都府関係) 由良川下流 左岸 福知山市<u>前田</u>地先から海まで 右岸 福知山市<u>猪崎</u>地先から海まで 由良川中流 左岸 綾部市野田町西ノ谷105番地先から福知山市<u>前田</u>地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷6番地から福知山市<u>猪崎</u>地先まで</p>	受け持ち機関の見直し (近畿地方整備局)
42～	<p>4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 <表> 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 (略)</p>	<p>4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 <表> 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 <u>(最新状況に差し替え)</u> <u>※ 水防警報河川 20河川</u> <u>水位周知河川 7河川 を追加指定</u></p>	追加指定 水位設定要領の改訂による名称変更 (建設交通部等)
45	<p>第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報 <表>水防活動用予報警報の種類 水防活動用気象警報の代替する一般予報警報の種類 大雨警報 水防活動用津波警報の代替する一般予報警報の種類 津波警報 水防活動用高潮警報の代替する一般予報警報の種類 高潮警報</p>	<p>第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報 <表>水防活動用予報警報の種類 水防活動用気象警報の代替する一般予報警報の種類 大雨警報 <u>又は大雨特別警報</u> 水防活動用津波警報の代替する一般予報警報の種類 津波警報 <u>又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)</u> 水防活動用高潮警報の代替する一般予報警報の種類 高潮警報 <u>又は高潮特別警報</u></p>	特別警報運用に伴う変更 (京都地方気象台)
49	<p>第7 地震及び津波に関する情報 3 情報の伝達基準 (1) 津波に関する情報は、「京都府」に関する津波警報、津波注意報が発表されたとき。</p>	<p>第7 地震及び津波に関する情報 3 情報の伝達基準 (1) 津波に関する情報は、「京都府」に関する <u>大津波警報</u>、津波警報、津波注意報が発表されたとき。</p>	津波警報の用語等の名称の整理
50	<p>地震及び津波に関する情報の種類と内容 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測<u>地</u>から推定される(以下略)</p>	<p>地震及び津波に関する情報の種類と内容 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測<u>値</u>から推定される(以下略)</p>	誤字
51	<p>第8 火山現象警報等 (前略)京都地方気象台から <u>防災情報提供システムにより</u>、京都府防災・原子力安全課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部へ通知する。</p>	<p>第8 火山現象警報等 (前略)京都地方気象台から、京都府防災・原子力安全課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部へ通知する。</p>	表現の適正化 (京都地方気象台)
54	<p>第12 京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)による監視(府建設交通部)</p>	<p>第12 京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)による監視(府建設交通部)</p>	水位観測所の新設

57	<p><表> 京都水位観測所 (テレメータ) (略)</p>	<p><表> 京都水位観測所 (テレメータ) <u>(最新状況に差し替え)</u> <u>※ 小枝橋水位観測所を新設</u></p>	<p>水位周知河川の追加指定 水位設定要領の改訂による名称変更 (建設交通部)</p>
59	<p><表> 京都府河川防災カメラ 不動川 木津川市山城町北垣内</p>	<p><表> 京都府河川防災カメラ 不動川 木津川市山城町<u>平尾</u>北垣内</p>	<p>誤記</p>
64	<p><表> 国土交通省雨量観測所 (テレメータ) 所在地 木津川市加茂町船屋 亀岡市西別院<u>大字</u>抽原 観測所名 <u>綾部</u>、<u>福知山</u></p>	<p><表> 国土交通省雨量観測所 (テレメータ) 所在地 木津川市加茂町<u>北</u>船屋 亀岡市西別院<u>町</u>抽原 観測所名 <u>味方(綾部)</u>、<u>音無瀬(福知山)</u> <u>丹波市市島町北岡本 北岡本 テレメータ(追加)</u> <u>福知山市大江町波美 波美 テレメータ(追加)</u></p>	<p>誤記 正確な名称に変更 記載漏れ</p>
65	<p><表> 国土交通省水位観測所 (テレメータ) 宇治川 宇治川三川 八幡市<u>八幡荘</u> 淀 久世郡久御山町北島 木津川 加茂 木津川市加茂町船屋 八幡 調査開始日(テレ) <u>S.46.6.24</u> 飯岡 京田辺市飯岡 桂川 新町 水防団待機水位 <u>1.50</u> 天竜寺 京都市右京区嵯峨<u>天龍寺角倉町</u> <u>土師川 三和 福知山市三和町千束</u></p>	<p><表> 国土交通省水位観測所 (テレメータ) 宇治川 宇治川三川 八幡市<u>橋本奥ノ町</u> 淀 久世郡久御山町<u>大橋辺</u>北島 木津川 加茂 木津川市加茂町<u>北</u>船屋 八幡 調査開始日(テレ) <u>S.45.7.1</u> 飯岡 京田辺市飯岡<u>久保田</u> 桂川 新町 水防団待機水位 <u>二</u> 天竜寺 京都市右京区嵯峨<u>中ノ島町</u> <u>(削除)</u> 由良川 <u>波美 福知山市大江町波美</u> <u>自記 H.19.7.26 テレ H.12.9.6 水防団待機水位4.00m 左</u> <u>天津上 福知山市筈巻</u> <u>自記 S.44.4.1 テレ H.12.7.1 水防団待機水位3.00m 右</u></p>	<p>水門観測所台帳にあわせる (近畿地方整備局) 観測所廃止 記載漏れ (近畿地方整備局)</p>
69	<p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項 <図> 京都府予警報等伝達経路図 (略)</p>	<p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項 <図> 京都府予警報等伝達経路図 <u>防災情報提供システムの記載を削除</u></p>	<p>表現の適正化 (京都地方気象台)</p>
70	<p><図> 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流) 洪水予報の連絡系統 <u>文化環境部</u></p>	<p><図> 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流) 洪水予報の連絡系統 <u>文化スポーツ部</u> <u>環境部</u></p>	<p>組織改編 文化環境部が文化スポーツ部と環境部に分割。以下同様</p>
74	<p><図> 鴨川・高野川洪水予報の連絡系統 (略)</p>	<p><図> 鴨川・高野川洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>洪水予報実施要領の改正等 (京都地方気象台)</p>
75	<p><図> 桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統 (略)</p>	<p><図> 桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>組織改編による名称の修正等 表現の適正化</p>
76	<p><図> 鴨川・高野川水防警報の連絡系統</p>	<p><図> 鴨川・高野川水防警報の連絡系統</p>	<p>水位周知河川の指定による連</p>

77	<p>(略)</p> <p><図> 桂川(保津橋、鳥羽)水防警報の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><図> 山科川、弓削川水防警報・水位の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><図> 天神川・西高瀬川水防警報の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><図> 小畑川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 桂川(保津橋、鳥羽)水防警報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 山科川、弓削川水防警報・水位の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 天神川・西高瀬川水防警報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 小畑川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>絡先の追加 (建設交通部)</p>
81	<p><図> 井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p><図> 井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>	
82	<p><図> 年谷川、曾我谷川、犬飼川、七谷川水防警報の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><図> 園部川、田原川(南丹市)水防警報の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><図> 棚野川水防警報の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><図> 高屋川水防警報の連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p><図> 年谷川、曾我谷川、犬飼川、七谷川水防警報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 園部川、田原川(南丹市)水防警報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 棚野川水防警報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 高屋川水防警報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>	
84	<p><図> 土師川、和久川、牧川、宮川、弘法川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><図> 大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p><図> 土師川、和久川、牧川、宮川、弘法川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p><図> 大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>	
85	<p><図> 筒川水防警報の連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p><図> 筒川水防警報の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>	
88	<p><図>津波警報等伝達経路図</p> <p><u>京都府漁業協同組合連合会</u></p>	<p><図>津波警報等伝達経路図</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>組織改編(農林水産部)</p>
90	<p><図>火山現象警報等に関する情報伝達経路図</p> <p>大阪管区气象台</p>	<p><図>火山現象警報等に関する情報伝達経路図</p> <p><u>気象庁本庁及び大阪管区气象台</u></p>	<p>火山現象警報等については連名公表</p>
103	<p>第3章 河川防災計画</p> <p>第3節 ダムの現状と洪水調整</p> <p><図>高山ダム放流通報の連絡系統</p> <p>水資源機構 <u>関西支社</u></p> <p>水資源機構本社 (<u>管理事業部</u>)</p>	<p>第3章 河川防災計画</p> <p>第3節 ダムの現状と洪水調整</p> <p><図>高山ダム放流通報の連絡系統</p> <p>水資源機構 <u>関西・吉野川支社</u></p> <p>水資源機構本社 (<u>ダム事業本部</u>)</p>	<p>組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)</p>

104	<図>和知ダム放流通報の連絡系統 (略)	<図>和知ダム放流通報の連絡系統 (最新連絡系統図に差替え)	水防計画との整合 (関西電力株式会社)
105	<図>布目ダム放流通報の連絡系統 水資源機構 <u>関西支社</u> 水資源機構本社 (<u>管理事業部</u>)	<図>布目ダム放流通報の連絡系統 水資源機構 <u>関西・吉野川支社</u> 水資源機構本社 (<u>ダム事業本部</u>)	組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)
106	<図>日吉ダム放流通報の連絡系統 水資源機構 <u>関西支社</u> 水資源機構本社 (<u>管理事業部</u>)	<図>日吉ダム放流通報の連絡系統 水資源機構 <u>関西・吉野川支社</u> 水資源機構本社 (<u>ダム事業本部</u>)	組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)
	第5章 砂防関係事業計画 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達	第5章 砂防関係事業計画 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達	
110	(平成 <u>26年1月</u> 現在)	(平成 <u>27年4月</u> 現在)	時点修正(建設交通部)
	警戒区域 うち特別警戒区域	警戒区域 うち特別警戒区域	
	土石流 <u>4,150</u> 箇所 <u>2,724</u> 箇所	土石流 <u>5,676</u> 箇所 <u>3,684</u> 箇所	
	急傾斜地の崩壊 <u>5,913</u> 箇所 <u>5,818</u> 箇所	急傾斜地の崩壊 <u>8,177</u> 箇所 <u>8,038</u> 箇所	
	地すべり <u>19</u> 箇所	地すべり <u>24</u> 箇所	
	合計 <u>10,082</u> 箇所 <u>8,543</u> 箇所	合計 <u>13,877</u> 箇所 <u>11,722</u> 箇所	
	第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)	第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)	
111	第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的) 市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。 <u>(災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2)</u>	第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的) 市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。 <u>(災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法第27条)</u>	土砂災害防止法の改正による (建設交通部)
112	第2 1 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて～	第2 1 警戒基準は、大雨警報 <u>または大雨特別警報</u> 発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて～	特別警報運用に伴う変更 (京都地方気象台)
	第7節 砂防対策計画 第1 現状 (前略)また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 箇所数 <u>1,431箇所 (平成26年2月1日現在)</u>	第7節 砂防対策計画 第1 現状 (前略)また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 箇所数 <u>1,436箇所 (平成26年12月末現在)</u>	
114			時点修正(建設交通部)
	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (前略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地 崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、 <u>310</u> 箇所となっている	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (前略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地 崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、 <u>315</u> 箇所となっている	時点修正(建設交通部)
116			

119	る。																		
	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害危険箇所等一覧表(その2) (略)																		
126	第7章 内水対策計画 第3節 土地改良区等の対策 第3 洛南地区	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>洛南(納所)排水機場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>排水先</td> <td>宇治川</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		洛南(納所)排水機場	(略)	(略)	(略)	(略)	排水先	宇治川	(略)								
		洛南(納所)排水機場	(略)																
(略)	(略)	(略)																	
排水先	宇治川	(略)																	
134	第9章 水産施設防災計画 第3節 養殖施設計画 第1 現状 沿岸には養殖施設(真珠、貝類、魚類、ワカメ等)がある他、(後略) 第3 計画の内容 2 水害対策 (1) 海面養殖物(真珠、かき、とりがい、魚類、わかめ、のり) 3 大雪(低温)対策 (3) 養殖物の避寒等 <u>ア 真珠</u> <u>もっとも被害を受けやすく、海面表層水温は危険水温以下になるおそれがあるので避寒が望ましい。避寒困難な場合は低温低かん水対策として、深つりにする必要がある。具体的には、水温もほぼ10℃以上に安定し、比重も安定している表層以下5m以深に深つりする。この場合徐々におこる低比重の被害が大きいことにも注意すること。</u> <u>イ～エ</u> (略)																		
	第10章 道路及び橋梁防災計画 第1節 道路の現況 〈表〉 道路状況一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況(平21.4.1 現在)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km)</th> <th>橋梁箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>439.4</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>882.9</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>827.5</td> <td>772</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,149.8</td> <td>1,988</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況(平21.4.1 現在)		管理延長(km)	橋梁箇所数	一般国道 (指定区間外)	439.4	397	主要地方道	882.9	819	一般府道	827.5	772	計	2,149.8	1,988
道路種別	道路現況(平21.4.1 現在)																		
	管理延長(km)	橋梁箇所数																	
一般国道 (指定区間外)	439.4	397																	
主要地方道	882.9	819																	
一般府道	827.5	772																	
計	2,149.8	1,988																	

	る。																		
	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害危険箇所等一覧表(その2) <u>(最新状況に差し替え)</u>		時点修正(建設交通部)																
	第7章 内水対策計画 第3節 土地改良区等の対策 第3 洛南地区	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>納所排水機場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>排水先</td> <td>桂川</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		納所排水機場	(略)	(略)	(略)	(略)	排水先	桂川	(略)	誤記(京都市)							
		納所排水機場	(略)																
(略)	(略)	(略)																	
排水先	桂川	(略)																	
	第9章 水産施設防災計画 第3節 養殖施設計画 第1 現状 沿岸には養殖施設(貝類、魚類、ワカメ等)がある他、(後略) 第3 計画の内容 2 水害対策 (1) 海面養殖物(かき、とりがい、魚類、わかめ、のり) 3 大雪(低温)対策 (3) 養殖物の避寒等 <u>(削除)</u>		真珠養殖業者の廃業 (水産事務所)																
	第10章 道路及び橋梁防災計画 第1節 道路の現況 〈表〉 道路状況一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況(平25.4.1 現在)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km)</th> <th>橋梁箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>450.0</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>886.2</td> <td>811</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>822.9</td> <td>759</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,159.1</td> <td>1,977</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況(平25.4.1 現在)		管理延長(km)	橋梁箇所数	一般国道 (指定区間外)	450.0	407	主要地方道	886.2	811	一般府道	822.9	759	計	2,159.1	1,977
道路種別	道路現況(平25.4.1 現在)																		
	管理延長(km)	橋梁箇所数																	
一般国道 (指定区間外)	450.0	407																	
主要地方道	886.2	811																	
一般府道	822.9	759																	
計	2,159.1	1,977																	

139	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第17 除雪地域外の除雪 別図 除雪連絡体制図 陸上自衛隊第<u>七</u>普通科連隊第<u>二</u>科</p>	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第17 除雪地域外の除雪 別図 除雪連絡体制図 陸上自衛隊第<u>7</u>普通科連隊第<u>2</u>科</p>	表現の統一
157	<p>第13章 文化財災害予防計画</p> <p>[]中 <u>文化環境部</u></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物</p> <p>国指定建造物は府内に<u>623</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>577</u>棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。</p> <p>一方、府指定・登録文化財建造物は<u>446</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>305</u>棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）</p> <p>また、府指定・登録文化財は、現在<u>183</u>所有者、<u>262</u>件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の<u>189</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>133</u>件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 文化的景観</p> <p>府内に国選定重要文化的景観は<u>1</u>件、府選定文化的景観は<u>9</u>件選定されている。</p>	<p>第13章 文化財災害予防計画</p> <p>[]中 <u>文化スポーツ部</u></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物</p> <p>国指定建造物は府内に<u>630</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>584</u>棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。</p> <p>一方、府指定・登録文化財建造物は<u>458</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>355</u>棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）</p> <p>また、府指定・登録文化財は、現在<u>184</u>所有者、<u>264</u>件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の<u>190</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>137</u>件（<u>二府県にまたがるものは除く</u>）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 文化的景観</p> <p>府内に国選定重要文化的景観は<u>2</u>件、府選定文化的景観は<u>10</u>件選定されている。</p>	組織再編 時点修正(教育庁)

163	<p>第14章 危険物等保安計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>〈図〉 高压ガス施設 ガス保安研究会 0774-<u>52-5320</u></p>	<p>第14章 危険物等保安計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>〈図〉 高压ガス施設 ガス保安研究会 0774-<u>63-2777</u></p>	連絡先の修正 (府民生活部)
164	<p>〈図〉 火薬類施設 京都府<u>銃砲</u>火薬商組合 075-<u>841-5295</u> (公社)日本煙火協会京滋<u>支部</u> 075-351-<u>4126</u></p> <p>〈図〉 危険物等関係保安団体</p> <p>○ 高压ガス関係 京都府一般高压ガス保安研究会 0774-<u>52-5320</u></p> <p>○ 火薬類関係 京都府<u>銃砲</u>火薬商組合 075-351-<u>4126</u> (公社)日本煙火協会京滋支部 075-351-<u>4126</u></p>	<p>〈図〉 火薬類施設 京都府<u>銃砲</u>火薬商組合 075-<u>351-4177</u> (公社)日本煙火協会京滋<u>地区会</u> 075-351-<u>4177</u></p> <p>〈図〉 危険物等関係保安団体</p> <p>○ 高压ガス関係 京都府一般高压ガス保安研究会 0774-<u>63-2777</u></p> <p>○ 火薬類関係 京都府<u>銃砲</u>火薬商組合 075-351-<u>4177</u> (公社)日本煙火協会京滋支部 075-351-<u>4177</u></p>	
165			
167	<p>第15章 消防組織整備計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>4 航空消防防災活動 (前略)京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき<u>京都市消防ヘリコプター</u>による緊急対応活動の実施を行う。</p>	<p>第15章 消防組織整備計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>4 航空消防防災活動 (前略)京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき<u>京都市消防局の消防ヘリコプター</u>による緊急対応活動の実施を行う。</p>	協定の文言と整合(京都市)
170, 171	<p>第3節 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>〈表〉 市町村相互応援協定締結状況一覧 (略)</p>	<p>第3節 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>〈表〉 市町村相互応援協定締結状況一覧 <u>(最新の状況に差し替え)</u></p>	時点修正等
174	<p>第16章 鉄道施設防災計画</p> <p>[]中 北近畿タンゴ鉄道株式会社</p>	<p>第16章 鉄道施設防災計画</p> <p>[]中 北近畿タンゴ鉄道株式会社・<u>WILLER TRAINS株式会社</u></p>	指定地方公共機関の追加 (京都丹後鉄道)
175	<p>第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画</p> <p>第2 風速20m/s以上の強風に対する対策 運転規制区間 丹後由良から丹後大宮、宮津から宮村</p>	<p>第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・<u>WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)</u>の計画</p> <p>第2 風速20m/s以上の強風に対する対策 運転規制区間 丹後由良～<u>京</u>丹後大宮、宮津～宮村</p>	指定地方公共機関の追加 (京都丹後鉄道)
176	<p>第3 降積雪に対する対策</p>	<p>第3 降積雪に対する対策</p>	名称変更(京都丹後鉄道)

177	<p>モータカーロータリー 2号 <u>野田川</u> 駅 (別表 2)</p> <p><u>野田川</u> 天橋立・丹後大宮 峰山 丹後大宮・網野 木津温泉 網野・<u>丹後神野</u> 久美浜 <u>丹後神野</u>・<u>但馬三江</u> 豊岡 <u>但馬三江</u>・豊岡</p>	<p>モータカーロータリー 2号 <u>与謝野</u> 駅 (別表 2)</p> <p><u>与謝野</u> 天橋立・<u>京</u>丹後大宮 峰山 <u>京</u>丹後大宮・網野 木津温泉 網野・<u>小天橋</u> 久美浜 <u>小天橋</u>・<u>コウノトリの里</u> 豊岡 <u>コウノトリの里</u>・豊岡</p>	<p>名称変更(京都丹後鉄道) 名称変更(京都丹後鉄道)</p>
182	<p>(別図 1) 鉄道略図 <u>KTR線</u></p>	<p>(別図 1) 鉄道略図 <u>丹鉄線</u></p>	<p>名称変更 (京都丹後鉄道)</p>
185	<p>第 1 7 章 通信放送施設防災計画 []中 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u></p>	<p>第 1 7 章 通信放送施設防災計画 []中 <u>(削除)</u></p>	<p>指定公共機関の合併</p>
187	<p>第 1 8 章 電気ガス施設防災計画 <u>近畿経済産業局</u> 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社</p> <p>第 1 節 電気施設防災計画 第 3 計画の内容 1 台風、洪水対策 (1)～(2) (略) (3) 送電設備 電線路の基礎付近の点検が要注意箇所^がの設備強化 (4)～(6) (略) 2～3 (略) 4 地震対策 (1) (略) (2) 変電設備 <u>ア ダム設計基準による設計</u> イ JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計 (3)～(6) (略) 5 (略)</p>	<p>第 1 8 章 電気ガス施設防災計画 <u>(削除)</u> 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社</p> <p>第 1 節 電気施設防災計画 第 3 計画の内容 1 台風、洪水対策 (1)～(2) (略) (3) 送電設備 電線路の基礎付近の点検<u>及び</u>、要注意箇所^{及び}の設備強化 (4)～(6) (略) 2～3 (略) 4 地震対策 (1) (略) (2) 変電設備 <u>ア</u> JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計 <u>イ 建物は建築基準法による</u> (3)～(6) (略) 5 (略)</p>	<p>所管業務ではないため (近畿経済産業局)</p>
188	<p>電線路の基礎付近の点検が要注意箇所^がの設備強化 (4)～(6) (略) 2～3 (略) 4 地震対策 (1) (略) (2) 変電設備 <u>ア ダム設計基準による設計</u> イ JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計 (3)～(6) (略) 5 (略)</p>	<p>電線路の基礎付近の点検<u>及び</u>、要注意箇所^{及び}の設備強化 (4)～(6) (略) 2～3 (略) 4 地震対策 (1) (略) (2) 変電設備 <u>ア</u> JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計 <u>イ 建物は建築基準法による</u> (3)～(6) (略) 5 (略)</p>	<p>表現の修正 (関西電力株式会社)</p>
194	<p>第 1 9 章 資機材等整備計画 第 3 節 食料及び生活必需品の確保計画 <u>(項目追加)</u></p>	<p>第 1 9 章 資機材等整備計画 第 3 節 食料及び生活必需品の確保計画 <u>第 5 燃料の確保</u> <u>府は、石油連盟との重要施設 (災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設) の設備</u></p>	<p>誤記 (関西電力株式会社)</p> <p>石油連盟との覚書の締結 (防災・原子力安全課)</p>

198	<p><u>第5</u> (略)</p> <p><図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 <u>0773-63-3350</u> (内2222又は2223)</p>	<p><u>等情報(燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報)を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>第6</u> (略)</p> <p><図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 <u>0773-62-2250</u> (内2222又は2223)</p>	<p>連絡先の修正 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)</p>
207	<p>第23章 企業等防災対策促進計画 第2節 計画の内容 4 災害時の企業等の事業継続 (2) 事業継続計画の策定 (前略)事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、(後略)</p>	<p>第23章 企業等防災対策促進計画 第2節 計画の内容 4 災害時の企業等の事業継続 (2) 事業継続計画の策定 (前略)事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p><u>なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、「事業継続計画」の策定にあたっては、(後略)</u></p>	<p>「女性視点での防災対策意見交換会」における意見を反映 (防災・原子力安全課)</p>
215	<p>第26章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 (資料)災害拠点病院の一覧(略)</p>	<p>第26章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 (資料)災害拠点病院の一覧(<u>最新状況に差し替え</u>)</p> <p><u>※ 以下の病院を追加</u> <u>京都府立医科大学附属病院</u> <u>京都大学医学部附属病院</u> <u>洛和会音羽病院</u> <u>京都医療センター</u> <u>宇治徳洲会病院</u></p>	<p>災害拠点病院を新たに追加 (健康福祉部)</p>
220	<p>第29章 行政機能維持対策計画 第2節 防災中枢機能等の確保・充実 (前略)その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、<u>通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u>(後略)</p>	<p>第29章 行政機能維持対策計画 第2節 防災中枢機能等の確保・充実 (前略)その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、<u>通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u>(後略)</p>	<p>適切な表現に修正(近畿総合通信局)</p>

239	<p>第3章 都市公園施設防災計画</p> <p>第1節 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>417.1</u>ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。</p> <p><表> 京都府立都市公園</p> <table border="1"> <tr> <td>鴨川公園</td> <td>供用面積 (ha)</td> <td><u>35.7</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>供用面積 (ha)</td> <td><u>417.1</u></td> </tr> </table>	鴨川公園	供用面積 (ha)	<u>35.7</u>	合計	供用面積 (ha)	<u>417.1</u>	<p>第3章 都市公園施設防災計画</p> <p>第1節 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>418.8</u>ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。</p> <p><表> 京都府立都市公園</p> <table border="1"> <tr> <td>鴨川公園</td> <td>供用面積 (ha)</td> <td><u>37.4</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>供用面積 (ha)</td> <td><u>418.8</u></td> </tr> </table>	鴨川公園	供用面積 (ha)	<u>37.4</u>	合計	供用面積 (ha)	<u>418.8</u>	<p>鴨川公園区域の変更(追加) (建設交通部)</p>
鴨川公園	供用面積 (ha)	<u>35.7</u>													
合計	供用面積 (ha)	<u>417.1</u>													
鴨川公園	供用面積 (ha)	<u>37.4</u>													
合計	供用面積 (ha)	<u>418.8</u>													
	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p>4 消防応援に関する緊急時の特例</p> <p>(1) (前略)他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p>4 消防応援に関する緊急時の特例</p> <p>(1) (前略)他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。</p>													
250			誤字												
255	<p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p><図> 京都府災害対策本部組織図 (略)</p>	<p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p><図> 京都府災害対策本部組織図 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編等												
256～	<p><図> 災害対策本部の事務分掌 (略)</p>	<p><図> 災害対策本部の事務分掌 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編等												
	<p>第2章 動員計画</p> <p>第3節 災害対策本部の動員</p> <p><表> 災害対策本部 (略)</p>	<p>第2章 動員計画</p> <p>第3節 災害対策本部の動員</p> <p><表> 災害対策本部 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編等												
269	<p><表> 要員動員計画表 (略)</p>	<p><表> 要員動員計画表 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編等												
270															
	<p>第3章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第6節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p><図> 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 (略)</p>	<p>第3章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第6節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p><図> 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編等												
278															
281	<p><表> 防災関係機関と災害対策本部各部の分担</p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産部</td> <td>林務班(林務課)</td> </tr> <tr> <td>(独)水資源機構</td> <td>関西支社</td> </tr> </table>	農林水産部	林務班(林務課)	(独)水資源機構	関西支社	<p><表> 防災関係機関と災害対策本部各部の分担</p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産部</td> <td>林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班(林務課)</td> </tr> <tr> <td>(独)水資源機構</td> <td>関西・吉野川支社</td> </tr> </table>	農林水産部	林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班(林務課)	(独)水資源機構	関西・吉野川支社	<p>組織改編 (農林水産部、水資源機構 関西・吉野川支社)</p>				
農林水産部	林務班(林務課)														
(独)水資源機構	関西支社														
農林水産部	林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班(林務課)														
(独)水資源機構	関西・吉野川支社														

286	<p>第4章 災害広報広聴計画 第2節 計画の内容 第3 関係機関の相互協力 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、<u>公共情報コモンズ</u>を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。</p>	<p>第4章 災害広報広聴計画 第2節 計画の内容 第3 関係機関の相互協力 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。</p>	名称の変更
318	<p>第1 1章 生活必需品等供給計画 第3節 物資調達計画等 第4 物資の供給系統 1 市町村は、あらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地を定め、当該集配地を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた集配予定地の中から、集配地を定め、当該集配地を經由して市町村の定める集配地に輸送する。 なお、緊急で市町村の集配地を經由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。 3 集配地は、設営者が近隣市町村や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。</p>	<p>第1 1章 生活必需品等供給計画 第3節 物資調達計画等 第4 物資の供給系統 1 市町村は、<u>必要に応じて</u>、あらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地を定め、当該集配地を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。 2 <u>府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める集配地に輸送する。</u> <u>また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府が</u>あらかじめ定めた集配予定地の中から、集配地を定め、当該集配地を經由して市町村の定める集配地に輸送する。 なお、緊急で市町村の集配地を經由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。 3 集配地は、設営者が近隣市町村や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。</p>	大規模災害時における物資の輸送の手順の整理 (防災・原子力安全課)
319	<p><u>(項目追加)</u></p> <p><u>第8節 (略)</u></p>	<p><u>第8節 燃料の確保</u> <u>府は、災害が発生した場合に、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設)の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</u></p> <p><u>第9節 (略)</u></p>	石油連盟との覚書の締結 (防災・原子力安全課)
320	<p>第1 2章 給水計画 ()中 <u>文化環境部</u></p> <p>第1 4章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第2 救護班の編成 1 (略)</p>	<p>第1 2章 給水計画 ()中 <u>環境部</u></p> <p>第1 4章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第2 救護班の編成 1 (略)</p>	組織改編

	<p>2 (前略)京都大学医学部<u>付</u>属病院、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公立・公的病院、国立病院機構病院、京都大学医学部<u>付</u>属病院(前記2及び3に該当する病院は除く。)は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 (前略)京都大学医学部<u>附</u>属病院、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公立・公的病院、国立病院機構病院、京都大学医学部<u>附</u>属病院(前記2及び3に該当する病院は除く。)は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>誤字</p>
331	<p><図>市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 京都府立医科大学<u>付</u>属北部医療センター</p>	<p><図>市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 京都府立医科大学<u>附</u>属北部医療センター</p>	<p>誤字</p>
332	<p><図>空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250</p>	<p><図>空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250 <u>(内2222又は2223)</u></p>	<p>内線の追記 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)</p>
348	<p>第20章 輸送計画 第4節 西日本旅客鉄道株式会社 <表>要請窓口 (表省略)</p>	<p>第20章 輸送計画 第4節 西日本旅客鉄道株式会社 <u>(削除)</u></p>	<p>連絡先は資料編に記載 (西日本旅客鉄道株式会社京都支社)</p>
351	<p><図>輸送計画の連絡系統 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250</p>	<p><図>輸送計画の連絡系統 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250 <u>(内2222又は2223)</u></p>	<p>内線の追記 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)</p>
357	<p>第21章 交通規制に関する計画 第3節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 府警察本部等の対策 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u> (6)～(8) (略)</p>	<p>第21章 交通規制に関する計画 第3節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 府警察本部等の対策 (1)～(5) (略) <u>(6) 警察本部長は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者による措置等をとるべきことについて要請する。</u> <u>(7)～(9) (略)</u></p>	<p>災害対策基本法(第76条の4)の改正(平成26年11月21日) (京都府警察本部)</p>
358	<p>2 府建設交通部 災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険である</p>	<p>2 府建設交通部 <u>(1) 災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であ</u></p>	

	と認められる場合、知事管理道路については、土木事務所長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、ただちに災害対策本部道路総括班（道路管理課）及び災害対策本部に報告する。	ると認められる場合、知事管理道路については、土木事務所長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、ただちに災害対策本部道路総括班（道路管理課）及び災害対策本部に報告する。	
		<u>(2) 災害時に、土木事務所長は、知事管理道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。</u>	災害対策基本法(第76条の6)の改正(平成26年11月21日)(建設交通部)
361	第5節 異常気象時における道路通行規制要領 〈図〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準(略)	第5節 異常気象時における道路通行規制要領 〈図〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準(最新状況に差し替え)	経験降雨等による基準値見直し(西日本高速道路株式会社関西支社)
364	〈図〉道路・交通の災害情報等の伝達系統 福知山河川国道事務所道路管理課 マイクロ電話 <u>432-433</u> 西日本高速道路株式会社 ○平日昼間9:00～17:30 関西支社(06-6344- <u>8888</u>) <u>茨木管理事務所(0726-22-4887)</u> 福知山高速道路事務所 (0773-27-7101) <u>京都丹波道路管理事務所(0771-25-2350)</u> ○平日夜間17:30～翌9:00, 休日 吹田道路管制センター (06-6876- <u>3917</u>) J R 東海関西支社総務課(<u>06-6302-5037</u>) 京都市消防局防災危機管理室	〈図〉道路・交通の災害情報等の伝達系統 福知山河川国道事務所道路管理課 マイクロ電話 <u>431-442</u> 西日本高速道路株式会社 ○平日昼間9:00～17:30 関西支社(06-6344- <u>8207</u>) <u>京都高速道路事務所(075-632-1230)</u> 福知山高速道路事務所 (0773-27-7101) <u>(削除)</u> ○平日夜間17:30～翌9:00, 休日 吹田道路管制センター (06-6876- <u>5418</u>) J R 東海関西支社総務課(<u>06-7668-0613</u>) 京都市行財政局防災危機管理室	担当変更(近畿地方整備局) 組織改編(西日本高速道路株式会社関西支社)
380	〈図〉京都市の規制要領 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(京都市) <u>一般国道 162号 建設局京北分室</u> <u>右京区京北細野町～右京区京北周山町(栗尾峠)</u>	〈図〉京都市の規制要領 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(京都市) <u>(削除)</u>	連絡先の修正(東海旅客鉄道株式会社)組織改編(京都市) 栗尾峠(栗尾バイパス)の整備(京都市)

381	<p><図>近畿地方整備局の規制要領 異常気象時における道路通行規制基準(国土交通省) <u>京都府船井郡京丹波町下山 3.3 落石等盛土法面崩壊等 150</u></p>	<p><図>近畿地方整備局の規制要領 異常気象時における道路通行規制基準(国土交通省) <u>(削除)</u></p>	京都府管理に変更
390	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画 []中 北近畿タンゴ鉄道株式会社</p>	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画 []中 北近畿タンゴ鉄道・<u>WILLER TRAINS株式会社</u></p>	指定地方公共機関の追加 (京都丹後鉄道)
391	<p>第2節 西日本旅客鉄道株式会社の計画 第1 事故対策本部及び現地対策本部の設置 1 事故対策本部及び現地対策本部の設置 事故が発生したときは、支社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。 2 (略) 第2 (略) 第3 対策本部等の構成と班別業務分担 1 対策本部等の設置箇所 <図> (略) 2 事故対策本部等の構成(第1種体制) <図> (略) 3 対策本部等の構成(第2種体制) <図> (略) 4 (略) 5 部外協力要請機関及び要請分担 <図> (略)</p>	<p>第2節 西日本旅客鉄道株式会社の計画 第1 事故対策本部及び現地対策本部の設置 1 事故対策本部及び現地対策本部の設置 事故が発生したときは、支社内(<u>近畿統括本部においては統括本部内</u>)に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。 2 (略) 第2 (略) 第3 対策本部等の構成と班別業務分担 1 対策本部等の設置箇所 <図> (<u>最新状況に差し替え</u>) 2 事故対策本部等の構成(第1種体制) <図> (<u>最新状況に差し替え</u>) 3 対策本部等の構成(第2種体制) <図> (<u>最新状況に差し替え</u>) 4 (略) 5 部外協力要請機関及び要請分担 <図> (<u>最新状況に差し替え</u>)</p>	組織改編 (西日本旅客鉄道株式会社京都支社)
393	<p>第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画</p>	<p>第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・<u>WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の計画</u></p>	指定地方公共機関の追加 (京都丹後鉄道)
394	<p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画 第1 災害対策基本方針 災害が発生した場合には、<u>当社「安全方針」に規定するとおり</u>、お客様の救護を最優先に行い、(以下略) 第2 災害応急対策 1 異例事態対策本部等の設置 被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて、本社に異例事態対策本部、<u>輸送統括部</u>に現地対策本部を設置して対処する。 2～3 (略)</p>	<p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画 第1 災害対策基本方針 災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、(以下略) 第2 災害応急対策 1 異例事態対策本部等の設置 被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて、本社に異例事態対策本部、<u>大阪・名古屋統括部</u>に現地対策本部を設置して対処する。 2～3 (略)</p>	「安全方針」の変更のため (近畿日本鉄道株式会社)
			組織改編 (近畿日本鉄道株式会社)

437	<p>第3章 社会福祉施設応急対策計画 第2節 計画の内容 第3節 避難措置等 1 (略) 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所(園)とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用を努めるものとする。</p>	<p>第3章 社会福祉施設応急対策計画 第2節 計画の内容 第3節 避難措置等 1 (略) 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所(園)とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用を努めるものとする。</p>	脱字
438	<p>第3節 施設の復旧 第4節 応急援護計画 被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。</p>	<p>第3節 施設の復旧 第4節 応急援護計画 被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は措置の実施者及び支給決定権者との緊密な連携を図るものとする。</p>	入所者は措置だけではないため(健康福祉部)
441 442~	<p>第3章 京都府災害支援対策本部運用計画 第3節 災害支援対策本部体制 〈図〉 京都府災害支援対策本部組織図(略) 〈図〉 京都府災害支援対策本部事務分掌(略)</p>	<p>第3章 京都府災害支援対策本部運用計画 第3節 災害支援対策本部体制 〈図〉 京都府災害支援対策本部組織図(最新状況に差し替え) 〈図〉 京都府災害支援対策本部事務分掌(最新状況に差し替え)</p>	組織改編等 組織改編等
461	<p>第4編 災害復旧計画 第1章 生活確保対策計画 第7節 金融措置計画 第2 内容 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 ア対象金融機関等 (ア) 預貯金取扱金融機関 (前略)労働金庫、<u>信用農業・漁業協同組合連合会、農業・漁業協同組合</u> (イ) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社 (ウ) <u>火災共済協同組合</u> (エ)~(オ) (略) イ金融上の措置の要請事項 (ア) 預貯金取扱金融機関 a (略) b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 (a) (略) (b) (前略)災害被災者に対して、<u>定期預金</u>、(後略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第1章 生活確保対策計画 第7節 金融措置計画 第2 内容 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 ア対象金融機関等 (ア) 預貯金取扱金融機関 (前略)労働金庫、<u>信用農業協同組合連合会、農業協同組合</u> (イ) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者 (ウ) <u>削除</u> (ウ)~(エ) (略) イ金融上の措置の要請事項 (ア) 預貯金取扱金融機関 a (略) b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 (a) (略) (b) (前略)災害被災者に対して、<u>定期預貯金</u>、(後略)</p>	所管の金融機関ではなく、金融上の措置を要請していないため(近畿経済産業局)

465	<p>c～d (略)</p> <p>(イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険<u>会社</u></p> <p><u>(ウ) 火災共済協同組合</u></p> <p><u>(エ)～(オ) (略)</u></p> <p>第2章 公共土木施設復旧計画</p> <p>[]中 府<u>文化環境部</u></p>	<p>c～d (略)</p> <p>(イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険<u>業者</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(ウ)～(エ) (略)</u></p> <p>第2章 公共土木施設復旧計画</p> <p>[]中 府<u>環境部</u></p>	<p>中小企業等協同組合法の改正により、火災共済協同組合が廃止されたため(近畿経済産業局)</p> <p>組織改編</p>
-----	--	--	---

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第3節 計画の目標</p> <p>(前略)「京都府戦略的地震防災対策指針」を策定した。指針では、今後10年間(平成21年度～平成30年度)で、<u>東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減することを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、7つの政策目標、22の目標、62の施策項目を設定した。本指針の実行計画として、「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し(後略)</u></p>
7	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第5節 指定公共機関</p> <p><u>6 ソフトバンクテレコム株式会社</u></p> <p><u>7～20 (略)</u></p> <p>21 独立法人水資源機構(関西支社)</p> <p><u>22～23 (略)</u></p>
8	<p>第6節 指定地方公共機関</p> <p>3 北近畿タンゴ鉄道株式会社</p>
12	<p>第3章 京都府の地勢の概要</p> <p>第2節 地形、地質及び地盤</p> <p>第1 地形</p> <p>4 河川</p> <p>(前略)相楽郡南山城村から木津川市<u>木津町</u>を経て(後略)</p>
24	<p>第4節 京都府の社会的環境</p> <p>第1 人口動向</p> <p>3 年齢別人口比率状況</p> <p>京都府の高齢者比率は急速に進展しており、府域全体では約20%に達している。<u>特に北部地域の高齢者比率が25%を超えており、4人に1人は高齢者になっている。高齢者比率は地域によって差が大きく、ま</u></p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第3節 計画の目標</p> <p>(前略)「<u>第二次</u>京都府戦略的地震防災対策指針」を策定した。指針では、今後10年間(平成27年度～平成36年度)で、<u>住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させる</u>ことを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、<u>6</u>つの政策目標、<u>17</u>の目標、<u>55</u>の施策項目を設定した。本指針の実行計画として、「<u>第二次</u>京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し(後略)</p>	<p>戦略指針・推進プラン改定に係る修正(防災・原子力安全課)</p>
<p>第2章 防災機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第5節 指定公共機関</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6～19 (略)</u></p> <p>20 独立法人水資源機構(関西・吉野川支社)</p> <p><u>21～22 (略)</u></p>	<p>指定公共機関の合併</p> <p>組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)</p>
<p>第6節 指定地方公共機関</p> <p>3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・<u>WILLER・TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)</u></p>	<p>指定地方公共機関の追加</p>
<p>第3章 京都府の地勢の概要</p> <p>第2節 地形、地質及び地盤</p> <p>第1 地形</p> <p>4 河川</p> <p>(前略)相楽郡南山城村から木津川市を経て(後略)</p>	<p>誤記</p>
<p>第4節 京都府の社会的環境</p> <p>第1 人口動向</p> <p>3 年齢別人口比率状況</p> <p>京都府の高齢化は急速に進展しており、府域全体では約23%に達している。<u>また、高齢化の状況は地域によって差があり、特に丹後地域では31.7%、中丹地域では27.4%となるなど、北部地域を中心に高齢化</u></p>	<p>時点修正(健康福祉部)</p>

た同じ地域内でも市街地の特性によって変化がある。例えば、南部の新興市街地では非常に低い値であるが、旧市街地では高い値をとるという特徴がある。

<図> 年齢別人口の変化
(略)

<表> 地域別高齢者比率
(略)

第4章 震災の想定

第1節 京都府内における直下型地震による震度予測

第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定

<表>想定地震断層モデルの一覧表

第2節 被害予測

第3 津波の予測

(前略) 110 cm程度となっている。しかしながら、京都府沿岸から遠く離れたプレート境界で起こる地震をはじめ、日本海で起きる地震による津波では、気象や地形的な要素も加わり、予測できない波高が観測される場合も考えられる。

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

第3節 電気・ガス施設防災計画

2 計画の内容

(2) 変電設備

ア ダム設計基準による設計

イ JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況

府立都市公園は、現在12箇所、417.1ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表> 京都府立都市公園

鴨川公園	供用面積 (ha)	<u>35.7</u>
合計	供用面積 (ha)	<u>417.1</u>

27

44

49

55

率が高くなっている。

<図> 年齢別人口の変化
(最新状況に差し替え)

<表> 地域別高齢者比率
(最新状況に差し替え)

第4章 震災の想定

第1節 京都府内における直下型地震のによる震度予測

第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定

<表>想定地震断層モデルの一覧表

表題列の追加

第2節 被害予測

第3 津波の予測

(前略) 1.1m程度となっている。また、平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(事務局：国土交通省他)の報告によると、京都府沿岸で最大7.2mの津波高が想定されており、京都府ではこの報告を踏まえ、より詳細な津波高及び浸水想定の設定を行うこととする。

<表> 日本海における大規模地震に関する調査検討会報告(舞鶴市、宮津市、与謝野町、伊根町、京丹後市の最大津波高の一覧表)(追加)

<図> 津波断層位置図(追加)

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

第3節 電気・ガス施設防災計画

2 計画の内容

(2) 変電設備

ア JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計

イ 建物は建築基準法による

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況

府立都市公園は、現在12箇所、418.8ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表> 京都府立都市公園

鴨川公園	供用面積 (ha)	<u>37.4</u>
合計	供用面積 (ha)	<u>418.8</u>

時点修正(健康福祉部)

時点修正(健康福祉部)

表題の追加

日本海における大規模地震に関する調査検討会報告による修正(防災・原子力安全課)

誤記の修正
(関西電力株式会社)

鴨川公園区域の変更(追加)
(建設交通部)

57	第7節 通信放送施設防災計画 []中 株式会社N T T 関西支社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>	第7節 通信放送施設防災計画 []中 株式会社N T T <u>ドコモ</u> 関西支社 <u>(削除)</u>	名称修正 指定公共機関の合併
59	第8節 鉄道施設防災計画 []中 北近畿タンゴ鉄道株式会社	第8節 鉄道施設防災計画 []中 北近畿タンゴ鉄道株式会社・ <u>WILLER TRAINS株式会社</u>	指定地方公共機関の追加 (京都丹後鉄道)
60	第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画	第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・ <u>WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の計画</u>	指定地方公共機関の追加 (京都丹後鉄道)
62	図2.1.1(1)鉄道略図 <u>K T R</u> 線	図2.1.1(1)鉄道略図 <u>丹鉄</u> 線	名称変更(京都丹後鉄道)
72	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 市町村名 <u>山城町</u> <u>木津町</u> <u>加茂町</u> 所在地 <u>綺田</u> <u>神童子</u> <u>里</u> <u>岡崎</u> <u>辻</u> <u>大野</u>	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 市町村名 <u>木津川市</u> <u>木津川市</u> <u>木津川市</u> 所在地 <u>山城町綺田</u> <u>山城町神童子</u> <u>加茂町里</u> <u>加茂町岡崎</u> <u>加茂町辻</u> <u>加茂町大野</u>	誤記
84	第1章 建造物・公共施設等安全確保計画 第14節 ダム等防災計画 図2.1.8(1) ダム諸元一覧 天ヶ瀬ダム <u>テンスター</u> ゲート4門	第1章 建造物・公共施設等安全確保計画 第14節 ダム等防災計画 図2.1.8(1) ダム諸元一覧 天ヶ瀬ダム <u>クレスト</u> ゲート4門	ゲート名称の修正 (近畿地方整備局)
87	図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム <u>文化環境部</u> (建設整備課) <u>宮津与謝消防組合</u>	図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム <u>環境部</u> (建設整備課) <u>宮津与謝消防組合消防本部</u>	組織改編等
89	図2.1.2(3) ダム放流通報の連絡系統：高山ダム 水資源機構 <u>関西支社</u> 水資源機構本社(<u>管理事業部</u>)	図2.1.2(3) ダム放流通報の連絡系統：高山ダム 水資源機構 <u>関西・吉野川支社</u> 水資源機構本社(<u>ダム事業本部</u>)	組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)

90	図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム (略)	図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム (最新連絡系統図に差替え)	水防計画との整合 (関西電力株式会社等)
91	図2.1.2(5) ダム放流通報の連絡系統：布目ダム 水資源機構 <u>関西支社</u> 水資源機構本社(管理事業部)	図2.1.2(5) ダム放流通報の連絡系統：布目ダム 水資源機構 <u>関西・吉野川支社</u> 水資源機構本社(ダム事業本部)	組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)
92	図2.1.2(6) ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム 水資源機構 <u>関西支社</u> 水資源機構本社(管理事業部)	図2.1.2(6) ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム 水資源機構 <u>関西・吉野川支社</u> 水資源機構本社(ダム事業本部)	組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)
95	第15節 危険物等施設防災計画 図2.1.3 高圧ガス施設 ガス保安研究会 0774-52-5320 図2.1.4 火薬類施設 京都府 <u>銃砲火薬商組合</u> 075-841-5295 (公社)日本煙火協会京滋 <u>支部</u> 075-351-4126	第15節 危険物等施設防災計画 図2.1.3 高圧ガス施設 ガス保安研究会 0774-63-2777 図2.1.4 火薬類施設 京都府 <u>銃砲火薬商組合</u> 075-351-4177 (公社)日本煙火協会京滋 <u>地区会</u> 075-351-4177	連絡先の修正 (府民生活部)
96	図2.1.5 危険物等関係保安団体 ○ 高圧ガス関係 京都府一般高圧ガス保安研究会 0774-52-5320 ○ 火薬類関係 京都府 <u>銃砲火薬商組合</u> 075-351-4126 (公社)日本煙火協会京滋 <u>支部</u> 075-351-4126	図2.1.5 危険物等関係保安団体 ○ 高圧ガス関係 京都府一般高圧ガス保安研究会 0774-63-2777 ○ 火薬類関係 京都府 <u>銃砲火薬商組合</u> 075-351-4177 (公社)日本煙火協会京滋 <u>支部</u> 075-351-4177	
103	第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画(各機関) 第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画 第1 京都地方気象台 1 地震及び津波に関する情報の種類 各地の震度に関する情報の発表内容 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その <u>市町村</u> 名を発表。 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測 <u>地</u> から推定され	第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画(各機関) 第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画 第1 京都地方気象台 1 地震及び津波に関する情報の種類 各地の震度に関する情報の発表内容 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その <u>地点</u> 名を発表。 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測 <u>値</u> から推定され	表現の適正化 (京都地方気象台) 誤字

104	<p>る(後略)</p> <p>2 情報の伝達基準</p> <p>(1) 津波に関する情報は、「京都府」に津波警報、津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 情報の伝達</p> <p>(1) (前略)ただし、「遠地に関する情報」及び(後略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>る(後略)</p> <p>2 情報の伝達基準</p> <p>(1) 津波に関する情報は、「京都府」に<u>大津波警報</u>、津波警報、津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 情報の伝達</p> <p>(1) (前略)ただし、「遠地<u>地震</u>に関する情報」及び(後略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>津波警報の用語等の名称整理</p> <p>表現の適正化 (京都地方気象台)</p>
112	<p>表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数</p> <p><u>NHK京都</u> 第1 <u>621kHz</u> <u>FM 82.8MHz</u></p> <p>NHK京都一舞鶴 第1 <u>1341kHz</u> 第2 1602kHz FM 84.2MHz</p> <p><u>FMCAS TLE</u> (福知山市) 79.0MHz</p>	<p>表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>NHK京都一舞鶴 第1 <u>585kHz</u> 第2 1602kHz FM 84.2MHz</p> <p><u>FM丹波</u> (福知山市) 79.0MHz</p>	<p>受信可能な周波数及び名称に修正(近畿総合通信局)</p>
116	<p>第2節 津波予報等の伝達計画</p> <p>図2.3.3 津波警報等伝達経路図</p> <p><u>京都府漁業協同組合連合会</u></p>	<p>第2節 津波予報等の伝達計画</p> <p>図2.3.3 津波警報等伝達経路図</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>組織改編(農林水産部)</p>
117	<p>第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</p> <p>この計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和<u>35</u>年6月15日法律第73号)の規定により、(以下略)</p>	<p>第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</p> <p>この計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和<u>53</u>年6月15日法律第73号)の規定により、(以下略)</p>	<p>誤記</p>
118	<p>第2 異常検出から警戒宣言までの流れ</p> <p>(前略)<u>気象庁長官</u>は、「東海地震注意情報」を発表する(後略)</p> <p>(前略)<u>気象庁長官</u>から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」(後略)</p> <p><図> <u>気象庁長官</u> 東海地震に<u>関する</u>調査情報(臨時)</p> <p>又は東海地震注意情報発表</p> <p>気象庁長官 東海地震予知情報(以下)</p>	<p>第2 異常検出から警戒宣言までの流れ</p> <p>(前略)<u>気象庁</u>は、「東海地震注意情報」を発表する(後略)</p> <p>(前略)<u>気象庁</u>から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」(後略)</p> <p><図> <u>気象庁</u> 東海地震に<u>関連する</u>調査情報(臨時)</p> <p>又は東海地震注意情報発表</p> <p>気象庁長官 東海地震予知情報(以下)</p> <p><u>(伝達経路等の修正)</u></p>	<p>法との整合</p> <p>誤記</p> <p>法との整合等</p>
127	<p>第4章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 京都府災害拠点病院等連絡協議会</p> <p>(資料)災害拠点病院の一覧(略)</p>	<p>第4章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 京都府災害拠点病院等連絡協議会</p> <p>(資料)災害拠点病院の一覧(<u>最新状況に差し替え</u>)</p> <p><u>※ 以下の病院を追加</u></p> <p><u>京都府立医科大学附属病院</u></p> <p><u>京都大学医学部附属病院</u></p> <p><u>洛和会音羽病院</u></p> <p><u>京都医療センター</u></p> <p><u>宇治徳洲会病院</u></p>	<p>災害拠点病院を新たに追加(健康福祉部)</p>

131, 132	<p>第5章 火災防止に関する計画</p> <p>第3節 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p><表> 市町村相互応援協定締結状況一覧 1～49 (略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>50～71</u> (略)</p>	<p>第5章 火災防止に関する計画</p> <p>第3節 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p><表> 市町村相互応援協定締結状況一覧 1～49 (略)</p> <p><u>50 宮津市・与謝野町消防段火災応援覚書</u> <u>51～72</u> (略)</p>	記載漏れ(与謝野町)
133	<p>図2.5.1(3) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250</p>	<p>図2.5.1(3) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250</p> <p><u>(内2222又は2223)</u></p>	内線の追記 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)
141	<p>第7章 津波災害予防計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知 (前略) 避難のための計画を策定する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第7章 津波災害予防計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知 (前略) 避難のための計画を策定する。</p> <p><u>なお、平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の報告によると、京都府沿岸で最大7.2mの津波高が想定されており、京都府ではこの報告を踏まえ、より詳細な津波高及び浸水想定の設定を行う予定であり、設定後は計画の見直しが必要となる。</u></p>	津波浸水想定の設定 (防災・原子力安全課)
144	<p>第8章 交通対策及び輸送計画</p> <p>第1節 交通規制対策</p> <p>第3 緊急交通路候補路線の整備</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路候補路線について、平素から<u>リチウムイオンバッテリー搭載信号機等</u>、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p>	<p>第8章 交通対策及び輸送計画</p> <p>第1節 交通規制対策</p> <p>第3 緊急交通路候補路線の整備</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路候補路線について、平素から<u>非常用電源付加装置付信号機</u>、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p>	リチウムイオンバッテリー搭載信号機が、非常用電源付加装置付信号機の中に含まれるため(警察本部)
145	<p>第2節 緊急通行車両等</p> <p>第2 緊急通行車両の事前届出制度</p> <p>災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、<u>警察本部</u>において定める。</p>	<p>第2節 緊急通行車両等</p> <p>第2 緊急通行車両の事前届出制度</p> <p>災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、<u>京都府警察本部</u>において定める。</p>	表現の統一
149	<p>第9章 災害応急対策物資確保計画</p> <p>第2節 食料及び生活必需品の確保計画</p> <p><u>(項目追加)</u></p>	<p>第9章 災害応急対策物資確保計画</p> <p>第2節 食料及び生活必需品の確保計画</p> <p><u>第5 燃料の確保</u></p>	石油連盟との覚書の締結

	<p><u>第5 (略)</u></p> <p>図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 <u>0753-63-3350</u> (内2222又は2223)</p> <p>第1 2章 文化財災害予防計画 []中 <u>文化環境部</u> 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に<u>623</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>577</u>棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は<u>446</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>305</u>棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） また、府指定・登録文化財は、現在<u>183</u>所有者、<u>262</u>件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の<u>189</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>133</u>件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第4 (略)</p>	<p><u>府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>第6 (略)</u></p> <p>図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 <u>0773-62-2250</u> (内2222又は2223)</p> <p>第1 2章 文化財災害予防計画 []中 <u>文化スポーツ部</u> 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に<u>630</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>584</u>棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は<u>458</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>355</u>棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） また、府指定・登録文化財は、現在<u>184</u>所有者、<u>264</u>件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の<u>190</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>137</u>件（<u>二府県にまたがるものは除く</u>）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>(防災・原子力安全課)</p> <p>連絡先の修正 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)</p> <p>組織改編</p> <p>時点修正(教育庁)</p>
152			
157			

161	<p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は<u>1</u>件、府選定文化的景観は<u>9</u>件選定されている。</p> <p>第1 3章 防災訓練に関する計画 第2節 計画の内容 第8 避難訓練 1 市町村が実施する者 (前略)警察・消防その他の関係機関<u>か</u>参加し(後略)</p>	<p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は<u>2</u>件、府選定文化的景観は<u>10</u>件選定されている。</p> <p>第1 3章 防災訓練に関する計画 第2節 計画の内容 第8 避難訓練 1 市町村が実施する者 (前略)警察・消防その他の関係機関<u>が</u>参加し(後略)</p>	誤字
182	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動体制(各機関) 第2節 防災関係機関の初動体制 表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 近畿財務局 <u>(空欄)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動体制(各機関) 第2節 防災関係機関の初動体制 表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 近畿財務局 <u>○ 近畿財務局総合防災マニュアル</u></p>	マニュアルの追記 (近畿財務局京都財務事務所)
183	<p>関西電力株式会社(京都支店) <u>○ 地震等突発的災害時における初動体制取扱要領</u> ○ 京都支店非常災害対策本部 <u>[資料編3-12]</u> 水資源機構 (<u>関西支社</u>)</p>	<p>関西電力株式会社(京都支店) <u>○ 非常災害対策規程</u> ○ 京都支店非常災害対策本部 <u>(削除)</u> 水資源機構 (<u>関西・吉野川支社</u>)</p>	社内標準見直しに伴う修正 資料編からの削除に伴う修正 (関西電力株式会社) 組織改編 (水資源機構関西・吉野川支社)
186	<p>第3節府の活動体制 (各機関) 第3 現地災害対策本部運用計画 (別表) 現地災害対策本部員 農林水産部<u>部</u>区部長</p>	<p>第3節府の活動体制 (各機関) 第3 現地災害対策本部運用計画 (別表) 現地災害対策本部員 農林水産部<u>副</u>部長</p>	誤字
187	<p>第3節 府の活動体制 (各機関) 図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 (略)</p>	<p>第3節 府の活動体制 (各機関) 図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編等
188~	<p>表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 (略)</p>	<p>表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編等
206	<p>第2章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 図3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統</p>	<p>第2章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 図3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統</p>	

	(略)	<u>(最新状況に差し替え)</u>	組織改編等
216	表3.2.5 関係機関と本部各部の分担 農林水産部 <u>林務班</u> (林務課) (独)水資源機構 <u>(関西支社)</u>	表3.2.5 関係機関と本部各部の分担 農林水産部 <u>林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班</u> (林務課) (独)水資源機構 <u>(関西・吉野川支社)</u>	組織改編 (農林水産部、水資源機構関西・吉野川支社)
222	第6節 広報広聴活動計画 第2 広報活動 3 災害の広報にあたって必要があるときには、他の関係機関に対して情報の提供を求めるとともに、 <u>公共情報コモンズ</u> を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。	第6節 広報広聴活動計画 第2 広報活動 3 災害の広報にあたって必要があるときには、他の関係機関に対して情報の提供を求めるとともに、 <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。	名称の変更
240	第6章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 図3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 京都府立医科大学 <u>付</u> 属北部医療センター 府立医大 <u>付</u> 属病院	第6章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 図3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 京都府立医科大学 <u>附</u> 属北部医療センター 府立医大 <u>附</u> 属病院	誤字
241	図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250	図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250 <u>(内2222又は2223)</u>	内線の追記 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)
251	第9章 輸送計画 第3節 輸送の方法等 図3.9.1 輸送計画の連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250	第9章 輸送計画 第3節 輸送の方法等 図3.9.1 輸送計画の連絡系統 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250 <u>(内2222又は2223)</u>	内線の追記 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)
252	第4節 西日本旅客鉄道株式会社 <表>要請窓口 (表省略)	第4節 西日本旅客鉄道株式会社 <u>(削除)</u>	連絡先は資料編に記載 (西日本旅客鉄道株式会社京都支社)
252	第5節 緊急通行車両等の取扱い(府警察本部) 第1 権限の委任 <u>災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下この節において「交通規制課長等」という。)において行う。</u>	第5節 緊急通行車両等の取扱い(府警察本部) 第1 権限の委任 <u>交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下この節において「交通規制課長等」という。)は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行うものとする。</u>	表現の適正化 (京都府警察本部)

	<p>第2 確認に関する手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 確認証明書の交付</p> <p><u>確認申請書を受理したときは、その</u>申請に係る車両が、第2編第8章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領に<u>よること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 事前届出車両の確認</p> <p>緊急通行車両等の事前届出制度に<u>より</u>、あらかじめ届出済証(別記第5号様式)の交付を受けている車両<u>については</u>、次の手続きにより確認を<u>行う。</u></p> <p>(1) 確認申請があった場合は、他に優先して再確認を<u>行う。</u>この場合において、必要な審査は省略する。</p> <p>(2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両等確認証明書に必要事項を記載させる<u>ことにより手続きを行</u><u>う。</u></p>	<p>第2 確認に関する手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 確認証明書の交付</p> <p><u>交通規制課長等は、確認</u>申請に係る車両が、第2編第8章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領に<u>より受理するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 事前届出車両の確認</p> <p><u>交通規制課長等は、</u>緊急通行車両等の事前届出制度に<u>基づき</u>、あらかじめ届出済証(別記第5号様式)の交付を受けている車両<u>を</u>、次の手続きにより確認<u>する。</u></p> <p>(1) 確認申請があった場合は、他に優先して再確認<u>する。</u>この場合において、必要な審査は省略する。</p> <p>(2) 確認申請においては、<u>車両の使用者等から</u>届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両等確認証明書に必要事項を記載させる。</p>	<p>表現の適正化 (京都府警察本部)</p>
253	<p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通行を認める期間</p> <p>緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用すること<u>となるが</u>、反復継続して同一の区間を通行するものについては、5日を限度とすること。</p> <p>3 指導事項</p> <p>(1) 標章の裏面に記載した注意事項及び条件を遵守させること。</p> <p>(2) その他事案に応じて必要と認める事項</p> <p><u>第4 警察本部交通班への連絡</u></p> <p><u>高速道路交通警察隊長及び警察署長は、第2の2及び3により標章及び緊急通行車両確認証明書を交付したときは、速やかに、警察本部交通班へ連絡すること。</u></p>	<p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通行を認める期間</p> <p>緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用すること。<u>ただし</u>、反復継続して同一の区間を通行するものについては、5日を限度とすること。</p> <p>3 指導事項</p> <p>(1) 標章の裏面に記載した注意事項及び条件を遵守させること。</p> <p>(2) その他事案に応じて必要と認める事項<u>を遵守させること。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>表現の適正化 (京都府警察本部)</p> <p>内部規程であり、防災計画に掲載する必要がないため(京都府警察本部)</p>
262	<p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第4節 交通情報の収集及び提供</p> <p>第1 府警察本部の対策</p> <p>1 交通情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通管制センターにおいては現地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。</p>	<p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第4節 交通情報の収集及び提供</p> <p>第1 府警察本部の対策</p> <p>1 交通情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通管制センターにおいては現地警察<u>署</u>又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。</p>	<p>表現の適正化 (京都府警察本部)</p>

	(3)～(5) (略) 2 交通情報の部外広報 (1)～(2) (略) (3) 府交通安全協会、 <u>同</u> バス協会、 <u>同</u> トラック協会、 <u>同</u> 乗用自動車協会、 <u>同</u> 自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、さん下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。 (4) 広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。 (5)～(6) (略)		
264	第5節 地震発生時における道路通行規制要領 表3.10.1 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 (略)	第5節 地震発生時における道路通行規制要領 表3.10.1 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>(最新状況に差し替え)</u>	経験降雨等による基準値見直し(西日本高速道路株式会社関西支社)
273	表3.10.6 京都市の規制要領 異常気象時における道路通行規制基準(京都市) <u>一般国道 162号 建設局京北分室</u> <u>右京区京北細野町～右京区京北周山町(栗尾峠)</u>	表3.10.6 京都市の規制要領 異常気象時における道路通行規制基準(京都市) <u>(削除)</u>	栗尾峠(栗尾バイパス)の整備(京都市)
275	表3.10.8 高速道路等の通行規制基準 (略)	表3.10.8 高速道路等の通行規制基準 <u>(最新状況に差し替え)</u>	経験降雨等による基準値見直し(西日本高速道路株式会社)
	第11章 避難に関する計画 第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 1 災害発生から概ね2週間 (2) 避難所の被災者への保健活動 ア～ウ (略)	第11章 避難に関する計画 第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 1 災害発生から概ね2週間 (2) 避難所の被災者への保健活動 ア～ウ (略)	
290	エ 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の <u>発表</u> 、重症化の予防に努める。	エ 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の <u>発症</u> 、重症化の予防に努める。	誤記
	第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 第2節 給水計画 []中 府 <u>文化環境部</u>	第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 第2節 給水計画 []中 府 <u>環境部</u>	組織改編
304	第3節 生活必需品等供給計画 <u>(項目追加)</u>	第3節 生活必需品等供給計画 <u>第10 燃料の確保</u> <u>府は、災害が発生した場合に、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施</u>	石油連盟との覚書の締結(防災・原子力安全課)

第10～第11（略）

第17章 施設の応急対策に関する計画

[]中 北近畿タンゴ鉄道株式会社

第2節 鉄道施設応急対策計画

第2 地震発生時の列車の措置

1 西日本旅客鉄道株式会社

在来線（JR線京都支社）

運転規制値

列車の運転規制を行う場合の運転規制値は、次によるものとする。

（追加）① 地震計が40ガル以上79ガル以下を示したとき。

規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

第11～第12（略）

第17章 施設の応急対策に関する計画

[]中 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社

第2節 鉄道施設応急対策計画

第2 地震発生時の列車の措置

1 西日本旅客鉄道株式会社

在来線（JR線 近畿統括本部 京都支社）

運転規制値

列車の運転規制を行う場合の運転規制値は、次によるものとする。

① 地震計で計測震度の測定が可能な場合ア 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

イ 地震計が計測震度4.5以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

② 地震計で計測震度の測定ができない場合ア 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された 区間から 運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

指定地方公共機関の追加
（京都丹後鉄道）規定の改正に伴う修正
（西日本旅客鉄道株式会社京都支社）

	<p>② 地震計が80ガル以上を示したとき。 <u>規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは、15km/h以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</u></p>		
316	<p>2 (略) 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社</p>	<p>イ 地震計が80ガル以上を示したとき <u>規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄の停車場まで運転できるものとする。</u></p>	<p>名称変更(京都丹後鉄道)</p>
319	<p>第3～第4 (略) 第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 1 (略) 2 部外機関への協力要請 <表> 自衛隊 <u>総務企画部長</u></p> <p>第6 近畿日本鉄道株式会社の計画 1 災害対策基本方針 災害が発生した場合には、<u>当社「安全方針」に規定するとおり</u>、お客様の救護を最優先に行い、(以下略) 2 災害応急対策 (1) 異例事態対策本部等の設置 被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて、本社に異例事態対策本部、<u>輸送統括部</u>に現地対策本部を設置して対処する。 (2) 配備態勢及び動員数 <u>当社「異例事態対応規程」等により</u>、本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。 (3) (略)</p>	<p>第3～第4 (略) 第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・<u>WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の計画</u> 1 (略) 2 部外機関への協力要請 <表> 自衛隊 <u>運行本部長</u></p> <p>第6 近畿日本鉄道株式会社の計画 1 災害対策基本方針 災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、(以下略) 2 災害応急対策 (1) 異例事態対策本部等の設置 被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて、本社に異例事態対策本部、<u>大阪・名古屋統括部</u>に現地対策本部を設置して対処する。 (2) 配備態勢及び動員数 本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。 (3) (略)</p>	<p>指定地方公共機関の追加 組織改編(京都タンゴ鉄道) 「安全方針」の変更のため(近畿日本鉄道株式会社) 組織改編(近畿日本鉄道株式会社) 「異例事態対応規程」改正のため(近畿日本鉄道株式会社)</p>
325	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 西日本高速道路株式会社 ○平日昼間9:00～17:30 関西支社(06-6344-8888) <u>茨木管理事務所(0726-22-4887)</u> 福知山高速道路事務所</p>	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 西日本高速道路株式会社 ○平日昼間9:00～17:30 関西支社(06-6344-8207) <u>京都高速道路事務所(075-632-1230)</u> 福知山高速道路事務所</p>	<p>組織改編(西日本高速道路株式会社関西支社)</p>

	(0773-27-7101) <u>京都丹波道路管理事務所</u> <u>(0771-25-2350)</u> ○平日夜間17:30～翌9:00, 休日 吹田道路管制センター (06-6876- <u>3917</u>) J R 東海関西支社総務課 (<u>06-6302-5037</u>)	(0773-27-7101) <u>(削除)</u> ○平日夜間17:30～翌9:00, 休日 吹田道路管制センター (06-6876- <u>5418</u>) J R 東海関西支社総務課 (<u>06-7668-0613</u>)	
	京都市 <u>消防局</u> 防災危機管理室	京都市 <u>行財政局</u> 防災危機管理室	連絡先の修正 (東海旅客鉄道株式会社) 組織改編(京都市)
335	第7節 社会公共施設応急対策計画 第2 被災時の対策 1 (略) 2 避難措置等 (1) 施設入所者及び利用者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設 の消防・災害対策計画に基づいて、 <u>敏速</u> に安全な場所に避難させる。 (2) (略)	第7節 社会公共施設応急対策計画 第2 被災時の対策 1 (略) 2 避難措置等 (1) 施設入所者及び利用者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設 の消防・災害対策計画に基づいて、 <u>迅速</u> に安全な場所に避難させる。 (2) (略)	誤字
347	第20章 環境保全に関する計画 ()中 府 <u>文化環境部</u>	第20章 環境保全に関する計画 ()中 府 <u>環境部</u>	組織改編
349	第21章 文教応急対策計画 ()中 府 <u>文化環境部</u>	第20章 文教応急対策計画 ()中 府 <u>文化スポーツ部</u>	組織改編
359	第3節 災害支援対策本部体制 <図> 京都府災害支援対策本部組織図 (略)	第3節 災害支援対策本部体制 <図> 京都府災害支援対策本部組織図 <u>(最新状況に差し替え)</u>	組織改編等
360～	<図> 京都府災害支援対策本部事務分掌 (略)	<図> 京都府災害支援対策本部事務分掌 <u>(最新状況に差し替え)</u>	組織改編等
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画	
	第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第6 金融措置計画 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 ア対象金融機関等 (7) 預貯金取扱金融機関 (前略)労働金庫、 <u>信用農業・漁業協同組合連合会、農業・漁業 協同組合</u> (4) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険 <u>会社</u>	第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第6 金融措置計画 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 ア対象金融機関等 (7) 預貯金取扱金融機関 (前略)労働金庫、 <u>信用農業協同組合連合会、農業協同組合</u> (4) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険 <u>業者</u>	所管の金融機関ではなく、金 融上の措置を要請していない ため(近畿経済産業局)

385	<p><u>(ウ) 火災共済協同組合</u> <u>(エ)～(オ) (略)</u></p> <p>イ金融上の措置の要請事項 (ア) 預貯金取扱金融機関 a (略) b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 (a) (略) (b) (前略)災害被災者に対して、<u>定期預金</u>、(後略) c～d (略) (イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険<u>会社</u> <u>(ウ) 火災共済協同組合</u> <u>(エ)～(オ) (略)</u></p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第1章 総 則 第1節 計画の方針 1 南海トラフ地震について (1) (前略)1854年の安政東海地震の後、約<u>150</u>年間にわたり(後略)</p>	<p><u>(削除)</u> <u>(ウ)～(エ) (略)</u></p> <p>イ金融上の措置の要請事項 (ア) 預貯金取扱金融機関 a (略) b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 (a) (略) (b) (前略)災害被災者に対して、<u>定期預貯金</u>、(後略) c～d (略) (イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険<u>業者</u> <u>(削除)</u> <u>(ウ)～(エ) (略)</u></p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第1章 総 則 第1節 計画の方針 1 南海トラフ地震について (1) (前略)1854年の安政東海地震の後、約<u>160</u>年間にわたり(後略)</p>	<p>中小企業等協同組合法の改正により、火災共済協同組合が廃止されたため(近畿経済産業局)</p> <p>誤記</p>
-----	---	--	---

区分	京都府地域防災計画 原子力発電所防災対策計画編
----	-------------------------

頁	現 行
11	<p>第1編 総則</p> <p>第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 <u>中部近畿産業保安監督部近畿支部</u> <u>1 原子力発電所の防災に関する指導</u></p>
25	<p>第2編 原子力災害事前対策</p> <p>第3章 立入検査と報告の徴収 1 府[府民生活部、<u>文化環境部</u>]は、必要に応じ(後略)</p> <p>第8章 避難収容活動体制の整備 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 医療関係団体 一般社団法人京都精神病院協会 京都府病院協会 福祉関係団体 <u>(追加)</u></p>
38	<p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 別図3-1 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図(高浜発電所) 宮津市<u>企画総務室</u></p>
40	<p>別図4-1 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図(高浜発電所) 原子力規制庁原子力<u>防災課</u> 内閣官房(内閣官房副長官補(<u>安全保障</u>・危機管理担当)付) 内閣府(<u>政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付</u>) 宮津市<u>企画総務室</u></p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>第1編 総則</p> <p>第8章 防災関係機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>組織改編により所掌業務でなくなったため(中部近畿産業保安監督部近畿支部)</p>
<p>第2編 原子力災害事前対策</p> <p>第3章 立入検査と報告の徴収 1 府[府民生活部、<u>環境部</u>]は、必要に応じ(後略)</p> <p>第8章 避難収容活動体制の整備 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 医療関係団体 一般社団法人京都精神科病院協会 <u>一般社団法人</u>京都府病院協会 福祉関係団体 <u>一般社団法人京都社会福祉士会</u> <u>一般社団法人京都府介護福祉士会</u></p>	<p>組織改編 文化環境部が文化スポーツ部と環境部に分割。以下同じ</p> <p>正式名称に修正(健康福祉部)</p> <p>団体の追加(健康福祉部)</p>
<p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 別図3-1 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図(高浜発電所) 宮津市<u>総務室</u></p>	<p>組織改編(宮津市)</p>
<p>別図4-1 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図(高浜発電所) 原子力規制庁原子力<u>災害対策・核物質防護課</u> 内閣官房(内閣官房副長官補(<u>事故対処</u>・危機管理担当)付) 内閣府政策統括官(<u>原子力防災担当</u>)付参事官(<u>総括担当</u>)付 宮津市<u>総務室</u></p>	<p>組織改編</p> <p>組織改編(宮津市)</p>

41

別図4-2「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（大飯発電所）

原子力規制庁原子力防災課

内閣官房（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）

内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付）

第4章 避難、屋内退避等の防護措置

6 要配慮者への配慮

(1)～(3)（略）

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地

59

別図4-2「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（大飯発電所）

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

内閣官房（内閣官房副長官補（事故対処・危機管理担当）付）

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付

第4章 避難、屋内退避等の防護措置

6 要配慮者への配慮

(1)～(3)（略）

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
綾部市奥上林公民館（綾部市林業者等健康管理センター）	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地

組織改編

平成26年度完成施設を追記

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
3	石油類流出事故対策計画編 第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 8 漁業協同組合 <u>(漁業協同組合連合会)</u>
6	第2編 予防計画 図-1 情報連絡系統図 近畿地方整備局 <u>舞鶴港湾工事事務所</u> <u>府漁業協同組合連合会</u>
7	(表)関係機関通報連絡先 (日本海沿岸部の関係機関)
8	宮津市 <u>企画総務室</u> 府水産事務所 <u>庶務課</u> 自衛隊 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 内線 <u>2213</u> 、2222、2223 府漁業協同組合 <u>連合会</u>
12	第3編 応急対策計画 第2章 応急対策の活動体制 表1 事故警戒本部及び事故対策本部の配備 (略) 表2 油流出事故対策本部の業務 (略)
19	第5章 流出油の防除・除去計画 第2節 防除作業の実施 第4 海上災害防止センター 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、流出油の防除措置を契約防災措置実施者、 <u>漁業協同組合連合会</u> 等を介して実施する。
20	第5 漁業協同組合 <u>(漁業協同組合連合会)</u> 海上災害防止センターと <u>漁業協同組合連合会</u> との契約に基づき、必要

修 正 案	修 正 理 由
石油類流出事故対策計画編 第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 8 漁業協同組合	組織改編(農林水産部)
第2編 予防計画 図-1 情報連絡系統図 近畿地方整備局 <u>舞鶴港湾事務所</u> <u>府漁業協同組合</u>	組織改編(近畿地方整備局) 組織改編(農林水産部)
(表)関係機関通報連絡先 (日本海沿岸部の関係機関)	
宮津市 <u>総務室</u> 府水産事務所 <u>海のにぎわい課</u> 自衛隊 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 内線 <u>2548</u> 、2222、2223 府漁業協同組合	組織改編(宮津市) 組織改編(水産事務所) 連絡先の修正 (海上自衛隊舞鶴地方総監部) 組織改編(農林水産部)
第3編 応急対策計画 第2章 応急対策の活動体制 表1 事故警戒本部及び事故対策本部の配備 <u>(最新の状況に差し替え)</u> 表2 油流出事故対策本部の業務 <u>(最新の状況に差し替え)</u>	組織改編等 組織改編等
第5章 流出油の防除・除去計画 第2節 防除作業の実施 第4 海上災害防止センター 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、流出油の防除措置を契約防災措置実施者、 <u>漁業協同組合</u> 等を介して実施する。	組織改編(農林水産部)
第5 漁業協同組合 海上災害防止センターと <u>漁業協同組合</u> との契約に基づき、必要な流出	

23	<p>な流出油の防除措置を実施する。</p> <p>第4編 被害復旧計画 第5編 補償対策等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>油の防除措置を実施する。</p> <p>第4編 被害復旧計画 第5編 補償対策等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁業協同組合は、海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>組織改編(農林水産部)</p>
24～	<p>流出油防除資機材備蓄一覧表(その1、その2) (略)</p>	<p>流出油防除資機材備蓄一覧表(その1、その2) <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>組織改編、時点修正等</p>
42	<p>海難事故対策計画編</p> <p>第3編 応急対策計画 第6章 自衛隊派遣要請</p> <p>大規模海難事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第2.9章「自衛隊災害派遣計画」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事の派遣要請</p> <p>一般編第3編第2.9章「自衛隊災害派遣計画」の定めるところによる。</p>	<p>海難事故対策計画編</p> <p>第3編 応急対策計画 第6章 自衛隊派遣要請</p> <p>大規模海難事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第3.0章「自衛隊災害派遣計画」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事の派遣要請</p> <p>一般編第3編第3.0章「自衛隊災害派遣計画」の定めるところによる</p>	<p>関連章の整合</p>
57	<p>航空事故対策計画編</p> <p>第3編 応急対策計画 第7章 自衛隊派遣要請</p> <p>突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第2.9章「自衛隊災害派遣計画」によるほか、次のとおりとする。</p>	<p>航空事故対策計画編</p> <p>第3編 応急対策計画 第7章 自衛隊派遣要請</p> <p>突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第3.0章「自衛隊災害派遣計画」によるほか、次のとおりとする。</p>	<p>関連章の整合</p>